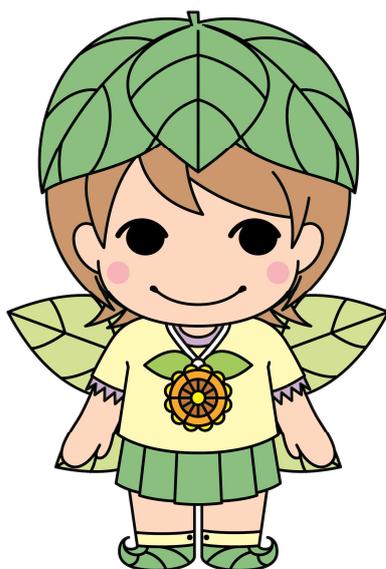


# 千代田町いじめ防止基本方針



平成30年 1月  
千代田町教育委員会

## 目 次

### I いじめ防止のための考え方

- 1 いじめに対する基本的な認識
- 2 いじめ防止のための組織

### II いじめ防止に向けた取組

- 1 千代田町の取組
- 2 学校の取組
- 3 家庭の取組
- 4 地域・関係機関の取組

### III いじめへの対処に関する方針

- 1 千代田町の取組
- 2 学校の取組

### IV 重大事態への対処

- 1 重大事態発生時の対応
- 2 いじめ対応の基本的な流れ（含む重大事態）
- 3 重大事態発生時及び関係機関等連絡先

### V 取組の評価・検証

## I いじめ防止のための考え方

### 1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとされます。
- (2) いじめは健全な人格形成に大きな影響を与えるものであり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害する行為であるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる行為です。
- (3) いじめは人権侵害であり、人間として許されない卑怯な行為です。
- (4) すべての子どもと大人が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識を持つことが大切です。
- (5) いじめ問題の防止や解決に向けては、学校・家庭・地域・関係機関が連携を取り合い、町全体が一体となって取り組む必要があります。

### 2 いじめ防止のための組織

#### (1) 千代田町いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等にかかわる関係機関の連携を図るため「千代田町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

「千代田町いじめ問題対策連絡協議会」：千代田町立小中学校長、生徒指導担当者、教育相談関係者、千代田町教育委員会、招集された関係者をもって充てる。

#### (2) 千代田町いじめ問題対策委員会

いじめ防止のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、千代田町教育委員会に附属機関として「千代田町いじめ問題対策委員会」を設置します。また、「千代田町いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとします。

## Ⅱ いじめ防止に向けた取組

### 1 千代田町の取組

- (1) いじめ防止に関係する機関及び団体・保護者との連携を図り、共通理解のもと防止対策を推進します。
- (2) いじめを防止することの重要性、各学校の取組、相談機関の紹介や町のいじめ防止対策の方針等についての広報や啓発を行います。
- (3) 児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論するなど、「いじめ防止」のための活動を積極的に支援します。
- (4) 郷土を愛し、人や自然を大切にする豊かな心が育つよう、全教育活動を通して行われる人権教育や道徳教育の一層の充実を図ります。
- (5) 小中連携のもとにいじめ防止活動を推進できるよう、町教育研究所の研修の充実を図ります。
- (6) いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響を考え、相談機能を充実するために各学校に「心の教室相談員」を配置します。
- (7) 日頃から学校管理職と連絡を取り合い、気になる児童生徒の実態把握に努めます。また、学校におけるアンケート調査や個人面談の取組状況等を把握します。
- (8) インターネット上のいじめに対する対策の推進を図るために、関係諸機関との協力、家庭への啓発を行います。
- (9) 幼児期の教育においても、幼児が他の幼児とかかわる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、幼稚園・保育園に取組を促します。

### 2 学校の取組

- (1) 地域の関係団体・保護者へいじめに係る状況や対策について情報提供し、連携・協働による取組を推進します。
- (2) 児童生徒にとって、学校は安全で、心身ともに成長できる場所であることを常に確認し、全教職員がその責務を自覚して指導支援に取り組みます。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を築くための素地を養うために、全教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図ります。
- (4) 児童生徒自らが、いじめの問題に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。
- (5) いじめ早期発見のために定期的なアンケート調査等を実施します。また、

児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応します。

- (6) 「いじめ防止対策委員会」を中心に、全教職員共通理解・協力体制のもと組織的にいじめ防止に取り組みます。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を推進し、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。
- (8) 特に配慮が必要な児童生徒については、その児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。
- (9) いじめ防止等のための取組に関する達成目標を設定し、学校評価において評価するとともに、評価結果を踏まえた改善を図ります。

### 3 家庭の取組

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。
- (2) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、いじめから保護し、守ります。
- (3) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止のための措置に協力するよう努めます。
- (4) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関と連携するように努めます。

### 4 地域・関係機関の取組

- (1) いじめは校外において行われることもあり、地域として、登下校時中や休日等、児童生徒を温かく見守る取組を推進します。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図ります。
- (3) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止のための取組を推進します。

### Ⅲ いじめへの対処に関する方針

#### 1 千代田町の取組

- (1) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうるとの認識をもって対応の充実を図ります。
- (2) 教育委員会事務局は、学校との情報交換を密にし、いじめの早期発見・早期対応を図ります。
- (3) 関係機関との連携を図り、学校の求めに応じて外部専門家の派遣や支援等の対応を速やかに行います。
- (4) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがあります。また、いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更等の対応を行います。

#### 2 学校の取組

- (1) 全教職員がいじめは起こりうるという認識を常にもって対応の充実を図ります。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査（アンケート）の結果を全教職員で確認し共有します。また、けんかやふざけ合いでも、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断します。
- (3) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに事実確認を行い、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応します。
- (4) いじめを確認したときは、全教職員共通理解のもと、専門的な知識を有する者に協力を得ながらいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、その保護者への支援を行います。また、いじめを行った児童生徒には毅然とした態度で粘り強く指導を行うとともに、その保護者に対する助言を継続的に行います。
- (5) いじめの解消については、表面的な変化で安易に判断せず、少なくとも3カ月間いじめが止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないとしたときに判断します。解消となるまで支援を継続し、情報も全教職員で共有していきます。また、いじめが解消している状態に至っても、教職員は当該児童生徒について日常的に注意深く観察します。
- (6) 児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、教育委員会と合議の上、速やかに所管警察署に通報し、適切な援助を求め

ます。

- (7) 教職員が共通理解のもとチーム体制で組織的に指導にあたり、保護者・教育委員会・関係機関等と連絡を取り合いながら完結や再発防止に努めます。
- (8) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは適切に懲戒を加える場合もあります。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録（時間的経過を追ったもの）を残し、継続して指導に反映させていきます。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態発生時の対応

#### 《重大事態とは》

- ① 「いじめにより被害児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
をさします。  
（「被害児童生徒または保護者から、いじめられて①②に至ったと申立てがあったとき」を含みます。）

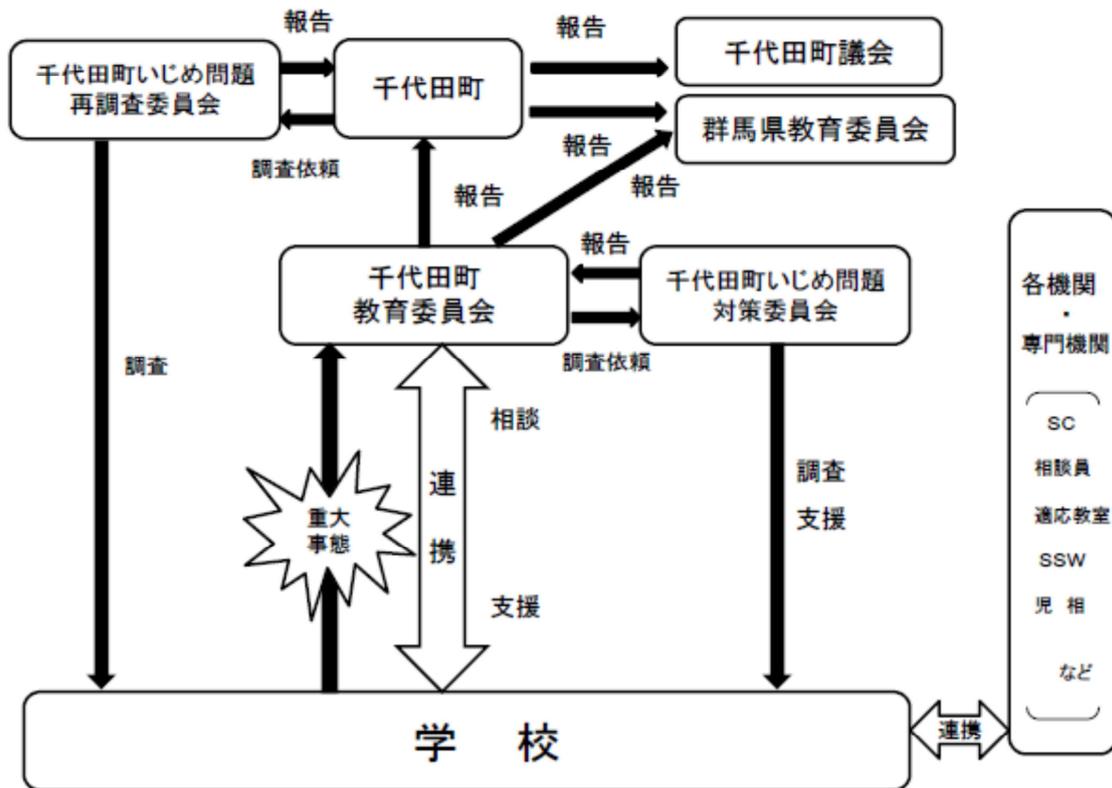
#### 《町及び学校の対応》

- ① 学校は、重大事態が発生した場合は、速やかに警察に相談・通報するとともに、教育委員会を通じて速やかに群馬県教育委員会に報告します。
- ② 教育委員会は、重大事態発生後、直ちに担当指導主事等を学校に派遣し、学校を支援します。
- ③ 教育長が重大事態だと判断した場合、速やかに「千代田町いじめ問題対策委員会」を開催し、当該重大事態に係る公平中立な調査を行い、町長及び群馬県教育委員会に報告します。※（「いじめ防止対策推進法」第28・30条に基づいた調査と報告。）
- ④ 再調査が必要であると町長が判断した場合は、速やかに「千代田町いじめ問題再調査委員会」を設置し、当該重大事態に係る公平中立な調査を行い、町議会及び群馬県教育委員会に報告します。
- ⑤ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供します。
- ⑥ 教育委員会及び学校は、迅速かつ適切な方法で、児童生徒や保護者への心のケアに努めます。また、必要に応じて、各相談機関や専門機関と連携して、専門的見地からの助言を受けます。
- ⑦ 心の教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや町住民福祉担当職員等と連携して、いじめを受けた児童生徒とその保護者を支援します。
- ⑧ いじめを受けた児童生徒の状況に応じて、適応指導教室への通級や別室登校等の対応をとります。

- ⑨ 加害児童生徒の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童生徒の学習の妨げになる場合は、学校と教育委員会とが連携して懲戒や出席停止等について検討します。

## 2 いじめ対応の基本的な流れ（重大事態への対応）

### 【組織図】



## 3 重大事態発生時及び関係機関連絡先

| No. | 関係機関名           | 電話番号    | 備考 |
|-----|-----------------|---------|----|
| 1   | 大泉警察署 生活安全課     | 62-0110 |    |
| 2   | 赤岩駐在所           | 86-3210 |    |
| 3   | 上五箇駐在所          | 86-3960 |    |
| 4   | 千代田消防署          | 86-3202 |    |
| 5   | 東部児童相談所         | 31-3721 |    |
| 6   | 前橋地方法務局太田支所     | 32-6100 |    |
| 7   | 群馬県教育委員会東部教育事務所 | 31-7151 |    |
| 8   | 千代田町保健センター      | 86-5411 |    |

|    |               |         |  |
|----|---------------|---------|--|
| 9  | 千代田町役場（住民福祉課） | 86-2111 |  |
| 10 | 千代田町立東小学校     | 86-3225 |  |
| 11 | 千代田町立西小学校     | 86-3204 |  |
| 12 | 千代田町立千代田中学校   | 86-3222 |  |
| 13 | 千代田町教育委員会     | 86-7008 |  |
| 14 |               |         |  |
| 15 |               |         |  |

## V 取組の評価・検証

- (1) 町教育委員会は各学校に対して、学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう、指導・助言します。
- (2) 学校は、いじめ防止基本方針に基づいた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表します。